

インタフェース仕様書 市町村合併 IF 編 新旧対照表

(内容現在 令和6年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	令和 3年 4月	同	令和 6年 4月
2	1		同	1.1 市町村合併等における想定ケースと必要なインタフェースの種類 表に「原案作成委託料異動連絡票情報」の列を追加
3	2	ケース1では合併するそれぞれの市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコードおよび受給者の「終了」情報と、新たに設立される市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、受給者および個人番号の新規登録情報が必要となります。	同	ケース1では合併するそれぞれの市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコードおよび受給者の「終了」情報と、新たに設立される市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、原案作成委託料、受給者および個人番号の新規登録情報が必要となります。
4	2		同	合併前の各市町村から必要なインタフェースに以下を追加 ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報(識別番号:5K11) ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報(識別番号:5K12) ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報(識別番号:5K13)
5	2		同	新設された市町村から必要なインタフェースに以下を追加 ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報(識別番号:5K11) ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報(識別番号:5K12) ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報(識別番号:5K13)
6	2		同	・次頁へ 設定する項目の内容を移動 ・次頁へ保険者異動連絡票情報の項番1~3を移動
7	3		同	・前頁より 設定する項目の内容を移動 ・前頁より保険者異動連絡票情報の項番1~3を移動
8			7 - 10	・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報を追加

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
9			7 - 1 1	・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報を追加
10			7 - 1 2	・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報を追加
11	1 1	ケース2では編入する市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、受給者および個人番号の「終了」情報と、編入される市町村から受給者および個人番号の新規登録情報が必要となります。	同	ケース2では編入する市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、原案作成委託料、受給者および個人番号の「終了」情報と、編入される市町村から原案作成委託料、受給者および個人番号の新規登録情報が必要となります。
12	1 1		同	編入する市町村から必要なインタフェースに以下を追加 ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報(識別番号:5K11) ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報(識別番号:5K12) ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報(識別番号:5K13)
13	1 1		同	編入先の市町村から必要なインタフェースに以下を追加 ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報(識別番号:5K11) ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報(識別番号:5K12) ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報(識別番号:5K13)
14			1 5 - 5	・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報を追加
15			1 5 - 6	・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報を追加
16			1 5 - 7	・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報を追加
17	1 9	ケース3では広域連合の保険者から受給者および個人番号の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。 合併する広域連合内の各市町村および新設された市町村からのインタフェースの提供は不要です。	同	ケース3では広域連合の保険者から受給者および個人番号の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。 合併する広域連合内の各市町村から原案作成委託料の「終了」情報と、新設された市町村から原案作成委託料の新規登録情報が必要となります。

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
18	19		同	・次頁へ項番4～7を移動
19	19-1		同	・前頁から項番4～7を移動 ・次頁へ項番22～27を移動
20	19-2		同	・前頁から項番22～27を移動
21			19-3	・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報を追加
22			19-4	・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報を追加
23			19-5	・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報を追加
24	23	ケース4では広域連合の保険者から受給者および個人番号の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。 編入する広域連合内の市町村および編入先の市町村からのインタフェースの提供は不要です。	同	ケース4では広域連合の保険者から受給者および個人番号の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。 編入する広域連合内の市町村から原案作成委託料の「終了」情報と、編入先の市町村から原案作成委託料の新規登録情報が必要となります。
25	23		同	編入する市町村から必要なインタフェースに以下を追加 ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報(識別番号:5K11) ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報(識別番号:5K12) ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報(識別番号:5K13)
26	23	編入先の市町村から必要なインタフェース ・不要	同	編入先の市町村から必要なインタフェース ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報(識別番号:5K11) ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報(識別番号:5K13)
27	23		同	・次頁へ項番7～8を移動
28	23-1			・前頁から項番4～7を移動 ・次頁へ項番29を移動
29	23-2			・前頁から項番29を移動 ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報を追加 ・23-5頁へ広域連合異動連絡票情報(行政区異動連絡票情報)を移動
30			23-3	・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報を追加

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
31			2 3 - 4	・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報を追加
32			2 3 - 5	・2 3 - 2 頁から広域連合異動連絡票情報(行政区異動連絡票情報)を移動
33	2 6	ケース5では編入する市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、受給者および個人番号の「終了」情報と、編入される広域連合から構成市町村の「変更」情報および受給者、個人番号の新規登録情報が必要となります。	同	ケース5では編入する市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、原案作成委託料、受給者および個人番号の「終了」情報と、編入される広域連合から構成市町村の「変更」情報、および原案作成委託料、受給者、個人番号の新規登録情報が必要となります。
34	2 6		同	・次頁へ 設定する項目の内容を移動 ・次頁へ保険者異動連絡票情報の項番1～6を移動
35	2 6 - 1		同	・前頁より 設定する項目の内容を移動 ・前頁より保険者異動連絡票情報の項番1～6を移動
36			3 1 - 5	・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報を追加
37			3 1 - 6	・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報を追加
38			3 1 - 7	・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報を追加
39	3 5	ケース6では新たに設立される市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、受給者および個人番号の新規登録情報と広域連合から、脱退する市町村の情報および受給者、個人番号の「終了」情報が必要となります。	同	ケース6では新たに設立される市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、原案作成委託料、受給者および個人番号の新規登録情報と広域連合から、脱退する市町村の情報および受給者、個人番号の「終了」情報が必要となります。

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
40	3 5		同	<p>新設された市町村から必要なインタフェースに以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報(識別番号:5K11) ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報(識別番号:5K12) ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報(識別番号:5K13)
41	3 5		同	<p>広域連合から必要なインタフェースに以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報(識別番号:5K11) ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報(識別番号:5K12) ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報(識別番号:5K13)
42	3 5		同	<ul style="list-style-type: none"> ・次頁へ 設定する項目の内容を移動 ・次頁へ保険者異動連絡票情報の項番1～4を移動
43	3 6		同	<ul style="list-style-type: none"> ・前頁から 設定する項目の内容を移動 ・前頁から保険者異動連絡票情報の項番1～4を移動
44			4 1 - 1 0	<ul style="list-style-type: none"> ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報を追加
45			4 1 - 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報を追加
46			4 1 - 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報を追加

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
47	4 5	<p>ケース1、ケース2およびケース5において、合併前(または編入前)市町村からの「終了」情報については「受給者異動連絡票情報」「個人番号異動連絡票情報」「地域密着型サービスコード異動連絡票情報」「介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報」「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」「市町村固有異動連絡票情報」「保険者異動連絡票情報」の順に登録する必要があります。</p>	同	<p>ケース1、ケース2およびケース5において、合併前(または編入前)市町村からの「終了」情報については「受給者異動連絡票情報」「個人番号異動連絡票情報」「地域密着型サービスコード異動連絡票情報」「介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報」「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」「原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報」「原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報」「原案作成委託料異動連絡票(基本)情報」「市町村固有異動連絡票情報」「保険者異動連絡票情報」の順に登録する必要があります。</p>
48	4 5	<p>ケース1およびケース6において、新設された市町村からの「新規」情報については「保険者異動連絡票情報」「市町村固有異動連絡票情報」「介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報」「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」「地域密着型サービスコード異動連絡票情報」「受給者異動連絡票情報」「個人番号異動連絡票情報」の順に登録する必要があります。</p>	同	<p>ケース1およびケース6において、新設された市町村からの「新規」情報については「保険者異動連絡票情報」「市町村固有異動連絡票情報」「介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報」「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」「地域密着型サービスコード異動連絡票情報」「受給者異動連絡票情報」「個人番号異動連絡票情報」「原案作成委託料異動連絡票(基本)情報」「原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報」「原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報」の順に登録する必要があります。</p>
49	7 7	<p>介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)介護予防・日常生活支援総合事業費の情報についても同様の考え方となります。</p>	同	<p>介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)介護予防・日常生活支援総合事業費及び原案作成委託料の情報についても同様の考え方となります。</p>